

# 高知くらしの護身術

287

## 太陽光発電の契約

### 事前に情報収集、熟慮を

(2013年6月11日掲載原稿)

太陽光発電システムは、消費者の環境意識の高まり、補助金制度や固定価格買取制度により、今後、さらに普及が進むことが予想されています。

しかし、売電収入や補助金などのお得感を過度に強調して契約を迫る事業者もあり、トラブルの相談は増加傾向にあります。代表的な事例と対処法について、ご紹介します。

#### ①不正確・過剰な説明に関する相談

「売電で毎月約2万円のローンが賄えると言われたので契約したが、多い月でも1万円程度しか売電収入がない」

売電収入は、気象条件や設置条件、ご家庭の電気の使用状況によって変わります。発電量や売電量について、自分でも情報収集してみるのがよいでしょう。

また、年数の経過に伴って、点検や部品交換も必要になります。過剰なセールストークに惑わされず、メンテナンス費用も含めて、よく検討しましょう。

#### ②迷惑な勧誘方法に関する相談

「突然、訪問してきた事業者から、長時間にわたり強引に勧められて契約してしまった」

長時間の勧誘や夜間の勧誘は法律で禁止されています。必要ない場合はきっぱりと断りましょう。契約を急がせる事業者には注意が必要です。インターネットで調べたり、既に設置した人に聞いたりして複数の販売・設置業者を選定し、見積りを取った上で、納得できる事業者と契約しましょう。

なお、訪問販売の場合は、契約書を受け取ってから8日以内であればクーリングオフが可能です。

トラブルになったときや何かおかしいと思ったときは、消費生活センターに相談してください。